

# 令和6年度「さいたま市伝統産業事業所」募集要項

さいたま市では、地域固有のものとして発祥し、伝統性を維持しながら、長年にわたり市内で活動している事業所を「さいたま市伝統産業事業所」として指定しています。

今年度も下記の要領で新規指定事業所を募集しますので、奮って御申請ください。

## 1 目的

さいたま市で長年活動されている伝統産業事業所を指定し、その存在と魅力を市内外に広く発信することで活性化を図り、もって本市特有の地域資源として後世に継承することを目的とする。

## 2 申請者要件

主たる事業所又は店舗所在地が市内にある個人事業主、若しくは本社所在地が市内にある法人

## 3 指定基準

(1) 伝統的な工芸技術を継承し、下記要件を全て満たす事業所

- ① 武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること。
- ② 市内で創業して30年以上経過していること。
- ③ 10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること。

(2) 地域の特性と深い関連があり、下記要件を全て満たす事業所

- ① 発祥又は成り立ちが、市の風土、歴史等と結びついていること。
- ② 市内で大正時代末期までに創業していること。
- ③ 経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。

## 4 申請期間

令和6年5月7日（火）～ 令和6年7月31日（水）

## 5 申請方法

申請を希望する方は、次の申請書に記入していただき、必要資料を添付して、郵送もしくは直接、商業振興課に提出してください（申請書は商業振興課に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます）。

<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/009/p040251.html>

## 【提出書類】

- (1) 伝統的な工芸技術を継承する事業所
  - ① さいたま市伝統産業事業所指定申請書（様式第1号（その2））
  - ② 市内で創業して30年以上が経過していることを証明する資料
  - ③ 申請書の記載内容の参考となる資料（工芸品の写真、手しごとの写真など）
  - ④ 国・埼玉県・東京都の伝統的工芸品に指定されている場合は産地組合に加入していることを証明する書類（組合員名簿など）
- (2) 発祥や成り立ちが地域の特性と深い関連がある事業所
  - ① さいたま市伝統産業事業所指定申請書（様式第1号（その3））
  - ② 市内で大正時代末期までに創業していることを証明する資料
  - ③ 申請書の記載内容の参考となる資料（事業所のパンフレット、事業所を紹介した本など）

## 6 指定されると…

- (1) 市がガイドブックを作成するほか、ホームページなどで、市内外に広くPRします。
- (2) 事業活動において、「伝統産業事業所」として市の指定を受けていることを表示できます。
- (3) PRイベント等の出店のご案内等の情報を提供いたします。



さいたま市伝統産業事業所マーク

※市の事業内容、市からご提供できる情報は年度によって変わります。

## 7 指定方法

必要に応じて現地調査を行い、有識者等で構成される、「さいたま市伝統産業委員会」で適否を審議の上、指定します。

指定の適否については、全申請者に通知し、指定された事業所に対しては、後日、指定証交付式を行います。

## 8 お問合せ・申請書提出先

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 本庁舎5階

TEL 048-829-1364

FAX 048-829-1944

E-mail shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp